



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○ 船員法施行規則等の一部を改正する省令 (国土交通七)

○ 防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令 (防衛一)

〔法規的告示〕

○ 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示 (内閣府五)

○ 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組の一部を改正する件 (厚生労働三一)

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品 (同三二)

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量 (同三三)

〔その他告示〕

○ 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件 (総務四〇)

○ 特定国外派遣組織を指定する件 (同四一)

○ 保安林の指定をする件 (農林水産一五七、一六四)

○ 信号符号を点附した件 (国土交通二六七)

○ 信号符号を取り消した件 (同二六八)

○ 船舶国籍証書を無効とした件 (同二六九)

○ 船舶国籍証書が無効となった件 (同二七〇)

○ 水先人に免許を与えた件 (同二七一)

○ 道路に関する件

(関東地方整備局二三、二四)

○ 都市計画に関する件

(中国地方整備局一三)

○ 道路に関する件 (同一四)

〔人事異動〕

国家公安委員会 警察庁

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

登録漁ろう操船講習の登録に関する公示 (国土交通省)

登録漁ろう操船講習管理者等の研修等に関する公示 (同)

国家試験

令和八年度衆議院事務局職員採用試験

公告 (衆議院事務局)

日本国に帰化を許可する件

(法務省告示配一九)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、再生関係

会社その他

省令

国土交通省令第七号

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第四百十七号）の施行に伴い、船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十三日 国土交通大臣 金子 恭之

船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details amendments to Article 12 of the Ship Crew Act regarding travel expenses for crew members.

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）
第二条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details amendments to Article 3 of the Ship Crew Act regarding the validity period of seafarer certificates.

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details amendments to Article 25 of the Ship Crew Act regarding the qualifications for seafarers.

（船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正）
第三条 船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details amendments to Article 24 of the Ship Crew Act regarding the calculation of travel expenses for crew members.

附則
この省令は、船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日から施行する。

○環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十三日 防衛大臣臨時代理 国務大臣 赤間 二郎

防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第十六条 第二種飛行場設置等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種飛行場設置等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 当該第二種飛行場設置等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種飛行場設置等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ ソ 「略」</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第十六条 第二種飛行場設置等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種飛行場設置等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 当該第二種飛行場設置等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種飛行場設置等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ ソ 「同上」</p>

附則 この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第五号
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和八年二月十三日 内閣総理大臣 高市 早苗

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示（令和七年内閣府告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第一条 「略」</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 令和十二年六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装及びこれと同様のものについては、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	<p>附則</p> <p>第一条 「略」</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 令和九年六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>

○厚生労働省告示第三十一号
急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和七年厚生労働省告示第二百九十六号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組（平成二十八年厚生労働省告示第八十一号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年二月十三日 厚生労働大臣 上野賢一郎
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p>

二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定に基づき行われる予防接種（以下この号において「定期接種」という。）又は急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和七年厚生労働省告示第百九十六号）第七の一の1の規定により推進することとされる同法第二条第三項第一号に掲げる疾病に係る予防接種（定期接種を除く。）

三〇五（略）

二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定に基づき行われる予防接種（以下この号において「定期接種」という。）又はインフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第百四十七号）第二の二の規定により推進することとされる同法第二条第三項第一号に掲げる疾病に係る予防接種（定期接種を除く。）

三〇五（略）

○厚生労働省告示第三十二号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第三十六条の十一第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

令和八年二月十三日
厚生労働大臣 上野賢一郎

○厚生労働省告示第三十三号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

令和八年二月十三日
厚生労働大臣 上野賢一郎

○厚生労働省告示第三十四号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十八の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める数量は、一包装であつて、かつ、次の各号に掲げる医薬品ごとに、当該医薬品の用法及び用量からみて当該各号に掲げる日数分の数量を超えないものとする。

一 エフェドリン（外用剤を除く。） 五日
二 コデイン（外用剤を除く。） 五日
三 ジヒドロコデイン（外用剤を除く。） 五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては七日。
四 ジフェンヒドラミン（外用剤を除く。） 五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては七日。
五 デキストロメトルフアン（外用剤を除く。） 五日。ただし、かぜ薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては七日。
六 プソイドエフェドリン（外用剤を除く。） 五日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては七日。
七 プロモバレリル尿素（外用剤を除く。） 五日。ただし、解熱鎮痛薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては七日。
八 メチルエフェドリン（外用剤を除く。） 五日。ただし、かぜ薬又は鼻炎用内服薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤にあつては七日。

その他告示

○総務省告示第四十号
国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があつたので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和八年二月十三日
総務大臣 林 芳正

名称	期間	地域
自由民主党本部周辺地域	令和八年二月十七日から令和九年二月十六日まで	東京都千代田区 平河町一丁目（五番及び六番に限る。） 平河町二丁目 紀尾井町（一番から三番までに限る。）

○総務省告示第四十一号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十三日
総務大臣 林 芳正

一名 共同訓練参加部隊
二 国外派遣期間 令和八年二月十四日から令和八年三月九日まで
三 派遣人数（概数） 二百八十人程度
四 派遣地域 タイ王国

農林水産省告示第百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

- 一 保安林の所在場所 宮城県登米市津山町横山字本町八三の四、字上の山一の一、四の一
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることのできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

国土交通省告示第百六十七号

次の信号符字を点検したので、船舶法施行細則(明治三十二年逓信省令第二十四号)第十九条の規定により告示する。

Table with columns: 信号符字, 船名, 年, 月, 日. Includes entries like J D 5574 144983 プリンセス ヘル, J D 5574 144983 プリンセス ヘル, etc.

Table with columns: 信号符字, 船名, 年, 月, 日. Includes entries like J D 5594 145012 SeaMAX, J D 5617 145049 新希洋, etc.

国土交通省告示第百六十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則(明治三十二年逓信省令第二十四号)第十九条の規定により告示する。

Table with columns: 信号符字, 船名, 年, 月, 日. Includes entries like J P N Z 137107 みはせ, J G 5326 134965 せきかぜ, etc.

Table with columns: 信号符字, 船名, 年, 月, 日. Includes entries like J M 5878 130469 第三十一宇野丸, J M 5879 130470 第三十二宇野丸, etc.

国土交通省告示第百六十九号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則(明治三十二年逓信省令第二十四号)第四十一条第二項の規定により告示する。

国土交通大臣 金子 恭之

国土交通省告示第百七十一号

水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号)第二条の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 免許番号, 氏名, 本籍の都道府県名, 免許年月日, 水先区の名称. Includes entry for 中塚 達也, 大阪府, 令和八年一月二十七日, 長崎水先区.

関東地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十三日 関東地方整備局長 橋本 雅道

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 二十号
(三) 道路の区域

Table with columns: 区間, 変更前, 後. Includes entry for 相模原市緑区小淵字大渕下二一九一から同市緑区小淵字大渕下一八八五番三まで.

関東地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十三日 関東地方整備局長 橋本 雅道

Table with columns: 路線名, 供用開始の区間, 図面縦覧場所. Includes entry for 十八号, 千曲市大字桜堂字桜田四七五番一から同市大字杭瀬下字東沖三七番四まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ).

Table with columns: 証書番号, 証書の交付日, 船名, 船名. Includes entry for A0919987, 21. 4. 20, 130384, 第五十八若潮丸.

国土交通省告示第百七十号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則(明治三十二年逓信省令第二十四号)第四十一条第二項の規定により告示する。

国土交通大臣 金子 恭之

Table with columns: 証書番号, 証書の交付日, 船名, 船名. Includes entry for A152112008, 27. 5. 21, 140335, 第十七豊島丸.

国土交通省告示第百七十二号

水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号)第二条の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 免許番号, 氏名, 本籍の都道府県名, 免許年月日, 水先区の名称. Includes entry for 中塚 達也, 大阪府, 令和八年一月二十七日, 長崎水先区.

正六位に叙する(各通) 奥野 卓士 齋藤 啓作

會田 虎夫 伊沢 昭男 井出 剛

岡谷 義昭 河部 哲幸 菊池 辰夫

小林 幸二 澤 博史 高井 稔

中村 毅 福岡馬貴雄 齋藤 由房

從六位に叙する(各通) 劍持 智 西田 孝

(愛知県警部) 正七位に叙する(各通) 百北 昇 八嶽 榮藏

從七位に叙する(各通)(以上一月七日) 志村 壽彦

從六位に叙する 内田 新一

正七位に叙する(以上一月九日) 中島 通明

正六位に叙する(一月十日) 宇座 徳幸

○叙勲 旭日双光章を授ける 森 政雄 吉永 榮治

旭日単光章を授ける(各通)(以上一月五日) 片桐 章典

旭日小綬章を授ける 松川 勝三

旭日単光章を授ける(以上一月六日) 蝦名 大也

旭日中綬章を授ける(各通) 志田 常佳

旭日単光章を授ける(以上一月七日) 杉田 正十

瑞宝小綬章を授ける 大久保 博 川島 勝利

小川 操 武田 和夫 谷本 勝利

地井 和裕 櫻塚 昌彦 加藤美穂代

山下 徳人 道菅 浩 秦野 幸弘

瑞宝双光章を授ける(各通) 貞広 良己 古庄 萌

瑞宝単光章を授ける(各通)(以上一月五日) 山本 秀彦

瑞宝小綬章を授ける 合津 卓 千野 博

瑞宝双光章を授ける(各通) 西村 章子 福井 良弘

瑞宝単光章を授ける(各通)(以上一月六日) 桑原三四郎 下久保直人

瑞宝小綬章を授ける 宮川 上司 八樹 洋司

瑞宝双光章を授ける(各通) 上瀧 信一 菊池 辰夫

瑞宝単光章を授ける(各通)(以上一月七日) 百北 昇 八嶽 榮藏

御祝電 天皇陛下は、イランのイスラム革命記念日につ

き、二月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられ

皇室事項

官 庁 報 告

官 庁 事 項

登録漁ろう操船講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十二條の四の規定に基づき

令和八年二月十三日 国土交通大臣 金子 恭之

一 登録年月日 令和八年一月二十八日

二 登録番号 第一号

三 登録漁ろう操船講習実施機関の名称 一般社団法人大日本水産会

四 住所 東京都千代田区内幸町一―二―一 日土地内幸町ビル三階

五 代表者の氏名 枝元 真徹

六 登録漁ろう操船講習事務を行う事務所の名称及び所在地 一般社団法人大日本水産会 東京都千代田区内幸町一―二―一 日土地内幸町ビル三階

登録漁ろう操船講習管理者等の研修等に関する公示 次に掲げる登録漁ろう操船講習管理者及び講師の研修並びに教科書を船舶職員及び小型船舶操縦者

Table with 2 columns: 研修の名称, 実施機関. Rows include 管理者研修, 講師研修, 教科書.

Table with 2 columns: 教科書の名称, 著者. Rows include 漁ろう操船講習教本, 漁ろう操船講習視聴覚教材.

令和 8 年度衆議院事務局職員採用試験公告 令和 8 年度衆議院事務局職員採用試験について

令和 8 年 2 月 13 日 衆議院事務局

- 1 試験の名称 衆議院事務局 (1) 衆議院事務局職員採用総合試験 (大卒程度試験) (2) 衆議院事務局職員採用一般職試験 (大卒程度試験) (3) 衆議院事務局職員採用一般職試験 (高卒程度試験) (4) 衆議院事務局職員採用一般職試験 (高卒程度試験)

- 2 職務内容 衆議院の会議運営・調査に関する事務、一般事務及び衆議院内部の警察
- 3 採用予定人数 (1) 総合職試験 (大卒程度試験) 3名程度 (2) 一般職試験 (大卒程度試験) 15名程度 (3) 一般職試験 (高卒程度試験) 15名程度 (4) 一般職試験 (高卒程度試験) 15名程度
- 4 採用予定期日 令和 9 年 4 月 1 日
- 5 総合職試験 (大卒程度試験)

(1) 給与 この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表(一)の 2 級 1 号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。

(2) 受験資格

- ア 平成 8 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた者
- イ 平成 17 年 4 月 2 日以降生まれた者で次に掲げる者
- ロ 大学を卒業した者及び令和 9 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
- ハ 衆議院事務局がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

- ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第 2 条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
- (3) 第 1 次試験
- ア 試験日 令和 8 年 3 月 21 日 (土)
- イ 試験場 東京都又は大阪府
- ロ 試験内容
- ハ 基礎能力試験 (多肢選択式)
- ニ 憲法、②行政法、民法、刑法、労働法、経済理論、経済政策・経済事情、財政学、統計学、政治学・行政学、国際関係 (①の 6 題は必須、②の 45 題のうち 24 題を選択)

エ 合格者発表 令和 8 年 4 月 2 日 (木)

- (4) 第2次試験（第1次試験の合格者に対して行う。）
 ア 試験日 令和8年4月15日（水）及び4月15日（水）から4月21日（火）のうち指定する日※国会情勢により変更する場合あり
 イ 試験場 衆議院事務局
 ウ 試験内容
 (ア) 論文試験
 憲法、行政法、民法、ミクロ経済学、マクロ経済学、政治学のうち2科目を選択
 (イ) 個別面接試験
 エ 合格者発表 令和8年5月1日（金）
- (5) 第3次試験（第2次試験の合格者に対して行う。）
 ア 試験日 令和8年5月18日（月）※国会情勢により変更する場合あり
 イ 試験場 衆議院事務局
 ウ 試験内容 口述試験
- (6) 最終合格者発表 6月上旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。
- 6 一般職試験（大卒程度試験）
- (1) 給与 この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表(一)の1級25号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
- (2) 受験資格
 ア 平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
 イ 平成17年4月2日以降生まれた者で次に掲げる者
 (ア) 大学を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者
 (イ) 衆議院事務局が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
 ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第2条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
- (3) 第1次試験
 ア 試験日 令和8年5月23日（土）
 イ 試験場 東京都
 ウ 試験内容
 (ア) 基礎能力試験（多肢選択式）
 (イ) 専門試験（多肢選択式）
 ①憲法、②行政法、民法、刑法、労働法、経済理論、経済政策・経済事情、財政学、統計学、政治学・行政学、国際関係（①の6題は必須、②の45題のうち24題を選択）

- (ウ) 論文試験
 憲法、行政法、民法、経済学、政治学のうち1科目を選択（基礎能力試験及び専門試験の合計点が一定基準に達した者について、論文試験の採点を行う。）
 エ 合格者発表 令和8年6月22日（月）
- (4) 第2次試験（第1次試験の合格者に対して行う。）
 ア 試験日 令和8年7月14日（火）から7月17日（金）及び7月21日（火）から7月22日（水）のうち指定する日※国会情勢により変更する場合あり
 イ 試験場 衆議院事務局
 ウ 試験内容 集団討論試験及び個別面接試験
- (5) 最終合格者発表 9月上旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。
- 7 一般職試験（高卒程度試験）
- (1) 給与 この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職給料表(一)の1級5号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
- (2) 受験資格 平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者
 ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第2条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
- (3) 第1次試験
 ア 試験日 令和8年8月22日（土）
 イ 試験場 東京都
 ウ 試験内容
 (ア) 基礎能力試験（多肢選択式）
 (イ) 作文試験（第1次試験合格者は、基礎能力試験の成績で決定し、作文試験は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）
 エ 合格者発表 令和8年8月28日（金）
- (4) 第2次試験（第1次試験の合格者に対して行う。）
 ア 試験日 令和7年9月中旬
 イ 試験場 衆議院事務局
 ウ 試験内容 個別面接試験
- (5) 最終合格者発表 10月中旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。

- 8 衛視試験
- (1) 給与 この試験に合格して採用された場合には、原則として、議院警察職給料表の1級3号給が支給される。このほか、国会職員の給与等に関する規程の定めるところにより、諸手当が支給される。
- (2) 受験資格 平成16年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で次に掲げる者
 ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 イ 衆議院事務局がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
 ただし、日本国籍を有しない者及び国会職員法第2条の規定により国会職員となることができない者は、受験することができない。
- (3) 第1次試験
 ア 試験日 令和8年8月22日（土）
 イ 試験場 東京都
 ウ 試験内容 基礎能力試験（多肢選択式）
 エ 合格者発表 令和8年8月28日（金）
 オ 柔道又は剣道の資格経歴の考慮について
 衛視試験の第1次試験の合否判定に際して、柔道又は剣道の段位（2段以上）並びに日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高校総合体育大会及びそれに準ずる大会の出場経験・成績を考慮することとする。（基礎能力試験において基準点に達した受験者のみ）
- (4) 第2次試験（第1次試験の合格者に対して行う。）
 ア 試験日 令和8年9月中旬
 イ 試験場 衆議院事務局又は衆議院事務局の指定した場所
 ウ 試験内容
 (ア) 身体検査
 (イ) 体力検査
 (ウ) 個別面接試験
 なお、検査結果において、身長160cm（女子154cm）以上、裸眼視力が両眼とも0.6以上（又は矯正視力が両眼とも1.0以上）、色覚及び聴力が衛視としての職務の執行に支障がないこと、衛視としての職務の執行に支障のある疾患がないことのいずれかを満たさない場合、それを理由に不合格とすることがある。
- (5) 最終合格者発表 10月中旬頃、合否を各人あてに郵便で通知する。

- 9 受験手続及び問合せ先
- (1) 各試験の受験申込は原則インターネットによる。なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、申込受付期間までに申し出ること。
- (2) 提出書類 衆議院ホームページを参照すること。
- (3) 受付期間
 ○ 総合職試験（大卒程度試験） 令和8年2月19日（木）から3月5日（木）まで
 ○ 一般職試験（大卒程度試験） 令和8年4月2日（木）から4月16日（木）まで
 ○ 一般職試験（高卒程度試験） 令和8年6月25日（木）から7月9日（木）まで
 ○ 衛視試験 令和8年6月25日（木）から7月9日（木）まで
 ○ インターネットによる受験申込は、受付期間に申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
- (4) 併願受験 一般職試験（高卒程度試験）と衛視試験は併願することができない。
- (5) 問合せ先 〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1 衆議院事務局庶務部人事課任用係(衆議院第二別館) 電話03-3581-6866
- (6) その他
 ○ 試験の詳細については、衆議院ホームページを参照すること。
 ○ 病気、負傷や障害等により、受験に際して配慮を必要とする者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。
-
- 茨城県水戸市第17号**
 上記の年の母語と姓は日本国に帰化の姓であり、姓を維持する。
 令和8年11月14日 茨城県水戸市 住居 住所 東京都新宿区
 ハリロワ・ウミダ・アブディカリモウナ 平成4年3月25日生
 住所 東京都北区
 クリロワ・エカテリナ・イワノブナ 平成6年2月19日生

住所 大阪府八尾市
グエン・ヴァン・マン 昭和56年5月20日生
グエン・タン・ビン 平成25年2月28日生
グエン・ティ・ミ・ティン 平成30年1月15日生
住所 埼玉県ふじみ野市
ラジノワ・アナスタシア・ヴァレリエブナ 平成6年2月10日生
住所 東京都足立区
トラン・ユ・タン 令和2年6月12日生
住所 埼玉県所沢市
アハテシャーム・モホシン 平成8年2月20日生
住所 大阪市西淀川区
サヤド・ムハマド・アスカ・メヘド 平成元年1月20日生
住所 川崎市高津区
レー・ヒロキ 令和5年12月18日生
住所 東京都江東区
モハメド・マハムド・アリ・アハメド・カリド 平成4年7月1日生
リリー・モハメド・マハムド・アリ・アハメド・カリド 令和5年4月6日生
住所 東京都港区
高晟軒 平成5年10月26日生
住所 東京都豊島区
洪禎鞠 昭和60年1月24日生
住所 神奈川県三浦市
センソムバット・ユウキ 平成6年1月3日生
住所 横浜市中区
ジェニファー・ナザリア・オクヤマ 昭和48年3月5日生
住所 横浜市磯子区
田炯旭 昭和48年4月30日生
住所 横浜市青葉区
劉詩韻 平成5年10月29日生
住所 横浜市保土ヶ谷区
ンガワン・チャンバ 昭和57年10月13日生
住所 横浜市神奈川区
任峻希 昭和63年8月30日生
住所 大阪市阿倍野区
張大悟 平成10年12月29日生

住所 茨城県水戸市
アウン・コー・テット 昭和52年3月6日生
シュン・ティラー・コー 平成24年12月12日生
住所 茨城県日立市
ショラコーン・パサンシー 平成9年2月10日生
住所 茨城県守谷市
イワ・カーティカ・グナワン 昭和36年7月18日生
住所 奈良県橿原市
李美成子 昭和42年10月9日生
住所 山口県山陽小野田市
金炳元 昭和17年12月16日生
申敬順 昭和24年7月5日生
住所 岡山県倉敷市
姜姿子 昭和31年1月31日生
住所 東京都江東区
李昌弘 昭和52年1月25日生
住所 東京都江戸川区
李典子 昭和54年8月29日生
住所 北九州市八幡東区
白亜希 昭和45年2月17日生
住所 岡山市東区
姜美好 昭和41年5月25日生
住所 東京都目黒区
金致弘 昭和44年9月17日生
住所 東京都港区
貝恭子 昭和44年1月26日生
住所 埼玉県越谷市
李亜美 昭和62年1月9日生
住所 堺市堺区
張容子 昭和42年8月5日生
住所 大阪市淀川区
張凌風 平成9年11月27日生
住所 東京都江戸川区
リュウジ・アミストソ・モラレス 平成16年1月14日生
住所 岡山県倉敷市
金徳三 昭和38年8月7日生
住所 千葉県野田市
アンヘレス・フランコ・イアン・ジェイマーク 平成14年10月12日生
住所 静岡県熱海市
ヒロコ・スズキ 昭和24年6月23日生
住所 新潟県長岡市
ユキコ・シララン・ヤマシロ 平成9年1月18日生

住所 滋賀県彦根市
鄭弘治 昭和46年6月15日生
住所 北九州市小倉北区
李萌衣 平成12年1月15日生
住所 岐阜市
金勲男 昭和57年12月8日生
住所 東京都中野区
張友美 平成2年2月22日生
張恒滔 令和3年2月12日生
住所 東京都中野区
劉鎮源 令和7年2月7日生
住所 東京都港区
鄭在夏 昭和45年11月21日生
住所 神戸市垂水区
白寅成 昭和54年8月17日生
住所 京都市南区
劉鶴連 昭和11年6月1日生
崔正喜 昭和38年11月18日生
住所 山口市
朴智美 平成4年6月26日生
住所 名古屋市緑区
尹明男 昭和16年3月2日生
姜京子 昭和20年1月24日生
住所 東京都葛飾区
金哲応 平成4年12月18日生
住所 東京都江戸川区
金良美 平成8年8月21日生
住所 東京都町田市
邵裕斗 平成6年4月30日生
住所 三重県四日市市
李昌明 昭和48年8月16日生
住所 東京都江戸川区
安南姫 昭和38年8月28日生
住所 東京都荒川区
趙鳳喜 昭和48年5月13日生
洪潤恵 平成21年2月4日生
洪潤悟 平成23年7月10日生
洪潤希 平成25年5月25日生
住所 東京都多摩市
金鑄貴 昭和47年3月16日生
住所 滋賀県大津市
黄朋美 昭和63年9月6日生
住所 福岡市南区
李聖萬 昭和26年7月14日生
姜貴仙 昭和31年10月8日生



記 事 簿

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第81663号

大阪市西成区岸里1丁目5番20号

申立人 大阪市西成区保健福祉センター所長
本籍愛媛県喜多郡内子町上川2820番地、最後の住所大阪市西成区南津守6丁目6番34号
ユーズレジデンス北加賀屋2C、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日推定令和6年9月22日、出生の場所愛媛県上浮穴郡参川村、出生年月日昭和27年6月23日、職業無職
被相続人 亡 亀岡 敏記
大阪市北区西天満4-8-2北ビル本館501号

相続財産清算人 弁護士 上春奈津美
催告期間満了日 令和8年9月22日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第70266号

兵庫県尼崎市武庫川町4丁目12番地

申立人 團野 孝夫
本籍大阪府大阪市西区川口3丁目乙12番地、最後の住所兵庫県尼崎市口田中1丁目15番23号、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日令和7年9月5日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和33年7月16日、職業不明
被相続人 亡 福井 祐子
事務所兵庫県西宮市羽衣町10番22号 S-F L A T 2階 安藤・梅田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安藤 秀昌
催告期間満了日 令和8年8月26日

神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第70272号

兵庫県芦屋市船戸町4番1号 ラポルテ本館312

申立人 弁護士 長城 紀道

本籍兵庫県芦屋市清水町17番地、最後の住所兵庫県芦屋市清水町3番12号、死亡の場所兵庫県芦屋市、死亡年月日令和7年11月25日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和20年2月26日、職業無職

被相続人 亡 内山 忠一

事務所兵庫県西宮市羽衣町10番22号 S－F L A T 2階 安藤・梅田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 梅田 綾子

催告期間満了日 令和8年8月26日

神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第190号

鳥取県岩美郡岩美町浦富675番地1

申立人 岩美町

本籍長崎県長崎市蚊焼町1509番地、最後の住所鳥取県岩美郡岩美町大字網代48番地、死亡の場所鳥取県岩美郡岩美町、死亡年月日令和7年1月11日頃から20日頃までの間、出生の場所長崎県西彼杵郡時津町、出生年月日昭和34年1月7日、職業無職

被相続人 亡 松尾 又盛

事務所鳥取県鳥取市本町4丁目211番地 いな田ビル2階1号 鳥取すずらん総合法律事務所

相続財産清算人 磯部 紗希

催告期間満了日 令和8年9月7日

鳥取家庭裁判所

令和7年(家)第30307号

岡山県倉敷市平田628番地の2

申立人 大熊 裕司

本籍岡山県高梁市玉川町下切1261番地、最後の住所岡山県高梁市落合町福地394番地まごころの里備中、死亡の場所岡山県高梁市、死亡年月日令和7年9月28日、出生の場所岡山県川上郡玉川村、出生年月日昭和8年7月18日、職業無職

被相続人 亡 森末 福江

事務所岡山県岡山市北区弓之町8-17

相続財産清算人 弁護士 種田 蘭子

催告期間満了日 令和8年8月31日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第30550号

広島県安芸高田市美土里町桑田705番地1

申立人 松田三千代

本籍広島県呉市阿賀北8丁目1914番地2、最後の住所広島市東区中山新町1丁目2番1号、死亡の場所広島県広島市安芸区、死亡年月日平成22年3月18日、出生の場所広島県比婆郡比和町、出生年月日昭和13年7月4日、職業無職

被相続人 亡 岡本智恵子

主たる事務所広島県安芸郡海田町南昭和町1番31号

相続財産清算人 司法書士法人武田事務所

催告期間満了日 令和8年8月26日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30124号

岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル402 ひなた法律事務所

申立人 田中 将之

本籍広島県福山市野上町2丁目1843番地2、最後の住所広島県福山市神辺町字東中条2429番地、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和7年11月8日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和31年6月15日、職業不明

被相続人 亡 前田 実則

広島県福山市三吉町4丁目2番5号 マルシンビル3階

相続財産清算人 弁護士 金浦 東祐

催告期間満了日 令和8年8月29日

広島家庭裁判所福山支部

令和8年(家)第30002号

広島県福山市千代田町2丁目15番7号

申立人 坂本 和夫

本籍香川県綾歌郡綾川町山田下211番地1、最後の住所広島県福山市春日町7丁目9番23-551号 サービスハウスアネックス、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和6年11月5日、出生の場所兵庫県神戸市長田区、出生年月日昭和32年10月29日、職業無職

被相続人 亡 小笠原 稔

広島県福山市元町6番11号 I L Y A 福山フロントビル4階

相続財産清算人 弁護士 田口 泰斗

催告期間満了日 令和8年8月29日

広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第9263号

北九州市若松区新大谷町15番の18

申立人 中川 晴美

本籍山口県防府市大字三田尻村1968番地、最後の住所北九州市若松区北湊町5番58-304号、死亡の場所北九州市若松区、死亡年月日

令和7年3月6日、出生の場所福岡県若松市、出生年月日昭和36年10月31日、職業無職

被相続人 亡 猪木 公子

事務所北九州市小倉北区浅野2丁目1-21駅西幹線ビル5階

相続財産清算人 弁護士 朴 憲浩

催告期間満了日 令和8年9月7日

福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第6091号

長崎県佐世保市権常寺町593番地34

申立人 毛利 真紀

本籍長崎県佐世保市須佐町272番地、最後の住所長崎県佐世保市須佐町284番地3、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日令和7年9月10日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和27年2月15日、職業無職

被相続人 亡 長濱 忠志

長崎県佐世保市宮崎町1番5号 ふきやビル201 佐世保あおぞら法律事務所

相続財産清算人 馬場 章廣

催告期間満了日 令和8年8月28日

長崎家庭裁判所佐世保支部

令和7年(家)第597号

鹿児島市花尾町3333番地

申立人 末吉しげ子

本籍鹿児島県鹿児島市花尾町3446番地、最後の住所鹿児島市花尾町3446番地、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日推定令和7年2月10日、出生の場所鹿児島県日置郡下伊集院村、出生年月日昭和26年4月13日、職業無職

被相続人 亡 岩戸 由子

鹿児島市下荒田3丁目29番10号

相続財産清算人 司法書士法人あらた法務事務所

催告期間満了日 令和8年9月4日

鹿児島家庭裁判所

令和7年(家)第17035号

沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号

申立人 株式会社沖縄海邦銀行

本籍沖縄県名護市字我部祖河1146番地、最後の住所沖縄県中頭郡北谷町字吉原710番地、死亡の場所沖縄県中頭郡北谷町、死亡年月日令和4年10月24日頃、出生の場所沖縄県コザ市、出生年月日昭和44年8月26日、職業自営業

被相続人 亡 宮城 功

沖縄県沖縄市松本3丁目3番17号2階

相続財産清算人 弁護士 本田 祥子

催告期間満了日 令和8年9月4日

那覇家庭裁判所沖縄支部

令和7年(家)第30246号

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

申立人 仙台市

本籍宮城県仙台市青葉区大手町96番地、最後の住所仙台市青葉区大手町8番4号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日推定令和7年4月20日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和35年3月17日、職業不明

被相続人 亡 鈴木 宏行

仙台市青葉区一番町1丁目17番20号 グラントメゾン片平4階 氏家和男法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北爪 賀章

催告期間満了日 令和8年9月7日

仙台家庭裁判所

令和8年(家)第7002号

福島市蓬萊町6丁目3-5

申立人 斎藤 亮

本籍福島県福島市蓬萊町6丁目69番地46、最後の住所福島市蓬萊町6丁目3番5号、死亡の場所福島県福島市、死亡年月日令和7年4月25日、出生の場所福島県伊達郡半田村、出生年月日昭和19年5月31日、職業会社役員

被相続人 亡 斎藤 英和

福島市五老内町6番9号 弁護士法人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

催告期間満了日 令和8年9月10日

福島家庭裁判所

令和7年(家)第7115号

福島県郡山市逢瀬町多田野字北原山16

申立人 二階堂勝昭

本籍千葉県君津市八重原172番地、最後の住所福島県郡山市逢瀬町多田野字山田原8番地の1逢瀬町ただの紀行、死亡の場所福島県郡山市、死亡年月日令和6年12月15日、出生の場所神奈川県横浜市南区、出生年月日昭和29年2月10日、職業無職

被相続人 亡 二階堂悦子

事務所福島県須賀川市塚田76番地司ハイツ須賀川A棟101号須賀川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 裕也

催告期間満了日 令和8年8月28日

福島家庭裁判所郡山支部

令和7年(家)第30206号

茨城県小美玉市堅倉835番地
申立人 小美玉市長 島田 幸三
本籍茨城県常陸大宮市大岩275番地、最後の住所茨城県小美玉市先後419番地4、死亡の場所茨城県小美玉市、死亡年月日令和6年3月2日、出生の場所茨城県東茨城郡長岡村、出生年月日昭和26年1月22日、職業不明
被相続人 亡 佐藤 昭信
茨城県小美玉市栗又四ヶ1番地
相続財産清算人 司法書士 藤井 里美
催告期間満了日 令和8年9月12日
水戸家庭裁判所

令和7年(家)第20178号

栃木県下野市中川島182番地1
申立人 稲川 英男
本籍栃木県下野市中川島96番地3、最後の住所栃木県下野市中川島96番地3、死亡の場所栃木県下野市、死亡年月日令和5年1月30日、出生の場所東京都西多摩郡霞村、出生年月日昭和20年8月11日、職業自営業
被相続人 亡 田中 延保
栃木県宇都宮市南一の沢町1番28号 佳葉マンション203号室 竹澤隆法律事務所
相続財産清算人 弁護士 竹澤 隆
催告期間満了日 令和8年9月10日
宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第10323号

埼玉県川越市末広町2丁目4番地2
申立人 行傳寺
本籍山形県酒田市本町3丁目40番地、最後の住所埼玉県川越市末広町2丁目4番地4、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日平成26年12月15日、出生の場所樺太大泊郡大泊町、出生年月日昭和17年6月8日、職業不明
被相続人 亡 大野 武彦
事務所埼玉県川越市新富町2丁目12番22号日神デュオステージ川越新富町803いしい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石井 庸久
催告期間満了日 令和8年9月4日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和8年(家)第1号

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
申立人 株式会社ファンデックス債権回収

本籍埼玉県所沢市東狭山ヶ丘2丁目2951番地8、最後の住所埼玉県日高市大字高萩1710番地5、死亡の場所埼玉県日高市、死亡年月日令和6年9月9日、出生の場所千葉県山武郡千代田村、出生年月日昭和17年10月10日、職業不明
被相続人 亡 渡辺 吉雄
事務所埼玉県川越市脇田町16-29 川越脇田ビル3階 川越第一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山田 義隆
催告期間満了日 令和8年8月27日
さいたま家庭裁判所飯能出張所

令和8年(家)第7号

神奈川県横浜市青葉区すすき野1丁目1番地1 ガーデンハイツあざみ野2-205
申立人 齋木 賢二
本籍東京都港区海岸3丁目13番、最後の住所埼玉県日高市大字高萩1112番地2 さわやかひだか館、死亡の場所埼玉県狭山市、死亡年月日令和7年12月19日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和35年1月27日、職業無職
被相続人 亡 川崎 正明
事務所東京都墨田区菊川1丁目17番12号 司法書士齋木賢二事務所
相続財産清算人 司法書士 齋木 賢二
催告期間満了日 令和8年8月27日
さいたま家庭裁判所飯能出張所

令和8年(家)第20002号

千葉県木更津市高柳2丁目2番32号
申立人 本多ち彥子
本籍千葉県木更津市高柳2丁目94番地2、最後の住所千葉県木更津市高柳2丁目13番5号、死亡の場所千葉県君津市、死亡年月日令和7年6月30日、出生の場所千葉県君津郡清和村、出生年月日昭和19年11月29日、職業無職
被相続人 亡 本多 幸男
事務所千葉県木更津市大和1丁目1番1号おつビル4階 プルメリア国際法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塚本 秀夫
催告期間満了日 令和8年8月31日
千葉家庭裁判所木更津支部

令和7年(家)第72977号

東京都大田区矢口1丁目24番9
申立人 吉田 次男

本籍東京都大田区大森中3丁目32番、最後の住所東京都大田区矢口1丁目24番9号Mやよいマンション301、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日推定令和6年11月11日、出生の場所奈良県大和郡山市、出生年月日昭和42年2月6日、職業不明
被相続人 亡 山口喜代志
事務所東京都中央区日本橋兜町20-5 兜町八千代ビル2階 パークス法律事務所
相続財産清算人 弁護士 望月浩一郎
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第73063号

埼玉県東松山市若松町2-11-24
申立人 エンゼルハイム東松山管理組合
本籍千葉県市川市湊新田2丁目1番、最後の住所東京都目黒区中目黒1丁目3番11-405号 ライオンズマンション花壇代官山、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和4年2月8日、出生の場所福岡県小倉市、出生年月日昭和32年10月15日、職業不明
被相続人 亡 松岡 千恵
事務所東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル10階 田辺総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 加野 理代
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第41000号

神奈川県横浜市南区大岡1丁目23番1号
申立人 高瀬 規子
本籍神奈川県藤沢市本鶴沼4丁目11番、最後の住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町1352番地24ひばり、死亡の場所神奈川県横浜市磯子区、死亡年月日令和7年9月29日、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和38年8月23日、職業不明
被相続人 亡 烏居美穂子
事務所横浜市戸塚区戸塚町121 大川原ビル4階
相続財産清算人 弁護士 樋口 華恵
催告期間満了日 令和8年9月18日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3336号

神奈川県平塚市豊田本郷1665番地の1 いちごハイツ107号室
申立人 松井由起子

本籍神奈川県秦野市北矢名1091番地24、最後の住所神奈川県秦野市北矢名1091番地の24、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和6年11月2日、出生の場所北海道中川郡池田町、出生年月日昭和15年5月4日、職業無職
被相続人 亡 松井未知子
事務所神奈川県秦野市今川町2番15号 リバーサイド小泉203号室 丹沢法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古谷 泰宏
催告期間満了日 令和8年9月18日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第2361号

京都市西京区川島有栖川町51番地
申立人 株式会社オーク
代表者代表清算人 野澤 健
本籍京都市右京区西院東淳和院町13番地、最後の住所京都市右京区嵯峨観空寺明水町33番地6、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和4年8月16日頃、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和38年12月2日、職業会社役員
被相続人 亡 大久保 浩
事務所京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町407 長栄ビル5階 植松・鈴木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 治一
催告期間満了日 令和8年9月4日
京都家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第844号

埼玉県越谷市南越谷4丁目1番地12弁護士法人アームズ法律事務所
申立人 麻王秀一郎
本籍茨城県稲敷市江戸崎甲3123番地、最後の住所埼玉県越谷市蒲生寿町18番43号朝日プラザ越谷第2-804号、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日推定平成28年12月6日、出生の場所茨城県稲敷郡江戸崎町、出生年月日昭和17年3月27日、職業無職
被相続人 亡 川尻弥三郎
催告期間満了日 令和8年8月31日
さいたま家庭裁判所越谷支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第1号

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号
申立人 コベルコ建機トータルサポート株式会社
代表者代表取締役 中川 浩二
権利を争う旨の申述の終期 令和8年4月28日
令和8年1月28日 今治簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 Z18081
金額 240,000円
支払期日 令和7年11月20日
支払地 今治市
支払場所 株式会社広島銀行今治支店
振出日 令和7年9月22日
振出地 愛媛県今治市
振出人 アイエン工業株式会社 代表取締役 鎌田 寿一
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(へ)第1号

次の申立人らから別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

福井市東大味町第32号31番地
申立人 白崎 元彦 (別紙目録1につき)
福井市東大味町第20号10番地
申立人 山本 英明 (別紙目録2ないし4につき)
権利の届出の終期 令和8年5月8日
令和8年1月20日 福井簡易裁判所

(別紙) 目録

- (1)土地 福井市東大味町20字榎ノ町 9番1田 571平方メートル
(2)登記年月日番号 福井地方務局昭和37年5月23日受付第1035号
(3)登記した権利の内容
昭和37年5月23日地上権設定
地上権者 福井市東大味町27号10番地 松下常次郎
目的 建物所有
存続期間 9年11ヶ月
地代 1年玄米2石3斗6升
支払期 毎年1月25日
- (1)土地 福井市東大味町20字榎ノ町 9番2宅地 266.11平方メートル
(2)登記年月日番号 福井地方務局昭和37年5月23日受付第1035号
(3)登記した権利の内容
昭和37年5月23日地上権設定
地上権者 福井市東大味町27号10番地 松下常次郎
目的 建物所有
存続期間 9年11ヶ月
地代 1年玄米2石3斗6升
支払期 毎年1月25日
- (1)土地 福井市東大味町20字榎ノ町 10番1田 254平方メートル
(2)登記年月日番号 福井地方務局昭和37年5月23日受付第1035号
(3)登記した権利の内容
昭和37年5月23日地上権設定
地上権者 福井市東大味町27号10番地 松下常次郎
目的 建物所有
存続期間 9年11ヶ月
地代 1年玄米2石3斗6升
支払期 毎年1月25日
- (1)土地 福井市東大味町20字榎ノ町 10番2宅地 479.33平方メートル
(2)登記年月日番号 福井地方務局昭和37年5月23日受付第1035号
(3)登記した権利の内容
昭和37年5月23日地上権設定
地上権者 福井市東大味町27号10番地 松下常次郎
目的 建物所有
存続期間 9年11ヶ月
地代 1年玄米2石3斗6升
支払期 毎年1月25日

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第54号

長野県松本市入山辺1509番地1 養護老人ホーム松風園
申立人 夏井 昭夫
本籍新潟県佐渡市河崎1727番地、最後の住所不明
不在者 夏井長太郎
明治44年4月26日生
届出期間満了日 令和8年6月5日
新潟家庭裁判所佐渡支部

令和7年(家)第9634号

愛知県弥富市平島町甲新田83番地1
申立人 柴田 靖子
本籍北海道函館市住吉町183番地、最後の住所不明
不在者 加久保よし系
明治14年12月1日生
届出期間満了日 令和8年6月5日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第9862号

東京都豊島区西池袋1丁目17番10号エキニア池袋6階 城北法律事務所
申立人 深山麻美子
本籍東京都練馬区氷川台2丁目17番、最後の住所東京都練馬区錦2丁目7番5号ドミール錦101
不在者 鈴木金次郎
昭和24年12月15日生
届出期間満了日 令和8年5月25日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第171号

静岡県富士市西柏原新田168番地の2
申立人 森 隆治

本籍静岡県富士市西柏原新田168番地2、最後の住所静岡県富士市西柏原新田168番地の2

不在者 森 あさ
昭和28年7月5日生
届出期間満了日 令和8年5月22日
静岡家庭裁判所富士支部

令和7年(家)第1033号

愛知県豊田市川面町土平11番地
申立人 青木 己行
本籍愛知県豊田市川面町土平11番地、最後の住所愛知県豊田市川面町土平11番地
不在者 青木 いな
昭和8年6月1日生
届出期間満了日 令和8年5月29日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第325号

愛知県豊橋市東幸町字東明57番地の6
申立人 大谷 廣海
本籍愛知県豊橋市向山西町3番地8、最後の住所愛知県豊橋市向山西町110番地
不在者 大谷つや子
大正10年2月13日生
届出期間満了日 令和8年5月28日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年(家)第2号

長崎県壱岐市勝本町仲触90番地51
申立人 原田 浩子
本籍長崎県壱岐市芦辺町諸吉本村触2128番地、最後の住所福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋149番地
不在者 平田 昌喜
昭和27年11月16日生
届出期間満了日 令和8年5月29日
長崎家庭裁判所壱岐支部

令和8年(家)第11号

山梨県都留市つる3丁目4番3号
申立人 西依 了子
本籍佐賀県三養基郡基山町大字長野517番地、最後の住所山梨県都留市十日市場426番地
不在者 西依 三徳
昭和23年3月31日生
届出期間満了日 令和8年5月29日
甲府家庭裁判所都留支部

失踪宣告**令和6年(家)第7131号**

本籍岩手県盛岡市新田町57番地、最後の住所不明
不在者 高橋セイ子
昭和11年4月10日生
令和8年1月27日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1461号

本籍大阪府大東市中垣内2丁目550番地、最後の住所大阪府大東市中垣内2丁目14番15号
不在者 田中 茂
昭和8年6月24日生
令和8年1月28日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消**令和7年(家)第1956号**

本籍福島県いわき市永崎字大平19番地2、住所東京都東村山市萩山町1-8-12 クローバーハイツ405北島方
申立人(失踪者) 田中 睦美
昭和38年3月28日生
令和8年1月24日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第12号

川崎市多摩区宿河原1丁目13番18-3号
債務者 株式会社E A R P I C K
代表者代表取締役 稲葉 功

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後2時30分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第3248号

名古屋市南区寺崎町10番18号
債務者 株式会社サンケイ
代表者代表取締役 上野 謙太

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村瀬 俊高
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後2時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第80号

東京都清瀬市下宿1丁目1番地16-404号、商業登記簿上の本店所在地東京都清瀬市中里6丁目62番地5
債務者 株式会社アーバンライフジャパン
代表者代表取締役 松田 昭夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 正伸
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第93号

東京都立川市西砂町2丁目56番地の8
債務者 株式会社アトラム
代表者代表取締役 岡部 貴志

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗原 亮介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第19号

静岡県浜松市中央区北島町610番地
債務者 ライトソース株式会社
代表者代表取締役 神谷 元幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 直美

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後4時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第201号

滋賀県近江八幡市野村町2288-34、登記簿上の所在地滋賀県近江八幡市野村町2288番地の37
債務者 有限会社加登脇建材
代表者代表取締役 加登脇義政

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日比野貴子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午後1時20分

大津地方裁判所彦根支部

令和8年(フ)第14号

福岡県直方市大字植木1140番地1
債務者 株式会社リソースプラザ
代表者代表取締役 田川 洋子

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後3時30分

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和8年(フ)第22号

静岡県三島市長伏126-3 小林ビル2階、登記簿上の本店所在地静岡県三島市徳倉747番地の86
債務者 株式会社アーステック
特別代理人 平 和晃

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉山 成一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後2時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第95号

神戸市中央区港島中町2丁目2番地の1(8-6)
債務者 株式会社サイキ商店
代表者代表取締役 乾 隆幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河端 亨
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後2時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第349号

三重県桑名市長島町赤地157番地1
債務者 株式会社ゼロス
代表者代表取締役 増田 定臣

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 辻 龍範
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前11時

津地方裁判所四日市支部破産係

令和8年(フ)第66号

広島市中区東千田町2丁目2番19号
債務者 株式会社中山装飾
特別代理人 廣田 茂哲

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後3時40分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂下 宗生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後2時

広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第49号

大分市数戸南町15番1-6号
債務者 株式会社新川産業
代表者代表取締役 新川 峰文

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊谷 洋佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第1017号

埼玉県所沢市久米410番地9
債務者 有限会社野老
代表者代表取締役 小島 英明

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥田 圭一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後1時20分
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第41号

大分市西新地1丁目6番18号
債務者 株式会社ニューメディカルフーズ
代表者代表取締役 森園美智江

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 生野 裕一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後3時30分
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第42号

大分県別府市天満町12番33号
債務者 有限会社みつき
代表者代表取締役 森園美智江

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 生野 裕一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後2時30分
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第43号

大分市西新地1丁目6番19号
債務者 九州エイエムサービス株式会社
代表者代表取締役 森園美智江

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 生野 裕一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後2時
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第1号

岐阜県高山市馬場町2丁目101番地5
債務者 株式会社煌鐵
代表者代表取締役 森下 隆裕

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後3時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和8年(フ)第3号

岐阜県岐阜市石谷4丁目35番地
債務者 株式会社FUJISHIN
代表者代表取締役 兵藤 一人

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 卓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和7年(フ)第1032号

神戸市中央区脇浜町3丁目5番19-306号
債務者 sona株式会社
代表者代表取締役 金 基誠

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森川 拓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時45分
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第18号

静岡県三島市南本町14番14号中嶋ビル1階
債務者 株式会社エクセレント・コーポレーション
代表者代表取締役 横山 忠男

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古川 陽子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第1587号

京都市伏見区下板橋町639番地9
債務者 株式会社ドーノ
代表者代表取締役 小橋 寛樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤井 哲也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前11時45分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第951号

兵庫県三木市志染町東自由が丘1丁目131番地BlueGrass105号
債務者 合同会社Kimori
代表者代表社員 藤本 智紘

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀内 雄樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時45分
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第28号

兵庫県姫路市福沢町13番地
債務者 株式会社松島
代表者代表取締役 松島 清美

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小幡 久樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時20分
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(フ)第6号

広島市安佐北区安佐町大字くすの木台13番地の9
債務者 株式会社アサヒ熱研
代表者代表取締役 村上 祐士

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前10時
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第413号

大阪府泉南郡岬町淡輪3692番地の5
債務者 株式会社マイハウス
代表者代表取締役 上野 喜展

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 陽子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午後2時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第3号

岐阜県可児市土田4024番地の7
債務者 林田工業株式会社
代表者代表取締役 林田 剛

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 真由美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前11時
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第1636号

京都市上京区今出川通寺町西入大原口町211番地-2F
債務者 株式会社New Echo Minds
代表者代表取締役 新井 道央

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 遼太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前11時30分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年(フ)第98号

札幌市中央区南3条東3丁目20番地1
債務者 株式会社霧の下
代表者代表取締役 水谷 圭太

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 康紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後1時30分
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第99号

札幌市中央区南3条東3丁目20番地1
債務者 株式会社Smart Dining
代表者代表取締役 水谷 圭太

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 康紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後1時30分
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第81号

仙台市青葉区宮町5丁目9番31号
債務者 株式会社大桑林産
代表者代表取締役 大桑 瞬

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木悠輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時30分
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第12号

秋田市外旭川字八幡田134番地5
債務者 株式会社秋田ごはん工場
代表者代表取締役 佐藤 幹子

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 嵯峨 宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後1時30分
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第83号

山梨県上野原市上野原3284
債務者 株式会社小俣興業
代表者代表取締役 杉本比佐夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 倉内 信崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後1時15分
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年（フ）第84号

山梨県上野原市上野原3284番地
債務者 GLOBAL株式会社
代表者代表取締役 杉本比佐夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 倉内 信崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後1時15分
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年（フ）第252号

長野市篠ノ井東福寺1426番地6
債務者 株式会社グラフィト
代表者代表取締役 轟 俊一

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 一由 貴史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時30分
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第378号

愛媛県東温市南方1992番地1
債務者 有限会社大信ホームサービス
代表者取締役 大下 守

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森本 明宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後2時
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第19号

大分市畑中1丁目2番49号
債務者 株式会社EXTRA
代表者代表取締役 新居 一清

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三股 正幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後2時30分
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第393号

山梨県甲斐市富竹新田1029番地 長田住宅3号
債務者 上杉 勝己

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 厚博
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第1号

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南20番地10
町宮中江南住宅2号、従前の住所宮城県遠田郡涌谷町字北田88番地6
債務者 千代窪 実

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木康晴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後1時35分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年（フ）第66号

千葉県香取市佐原イ3556番地6
債務者 小林 健治

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 泰斗
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
千葉地方裁判所佐原支部

令和7年（フ）第148号

千葉県東金市台方2番地1 シグナル3201
債務者 伊藤 和也

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丸島 一浩
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（フ）第470号

静岡県浜松市中央区萩丘3丁目15番17号
フォーブルエポックⅢ101、前住所静岡県浜松市中央区葵西3丁目22番31号マンションフレンドシティ307
債務者 大澄 国彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 拓也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第709号

東京都中野区白鷺3丁目2-6-620
債務者 小原 道夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 和人
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第518号

岐阜市長良宮口町1丁目1番地（ピッケルツインピノ 2D）、前住所岐阜市織田町2丁目11番地1（コテージ神谷 B棟）
債務者 吉田 勇貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 和則
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第640号

川崎市宮前区馬絹1丁目22番34-105号 ヒルズ美里
債務者 工藤 千明（旧姓川住）

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 健二
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第87号

東京都あきる野市草花266番地4
債務者 永井 達夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秦 英準
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月20日午前11時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第94号

東京都あきる野市伊奈1023番地1 スタニング
プレイスI 202号
債務者 岡部 貴志

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗原 亮介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月12日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第13号

川崎市多摩区宿河原1丁目13番18-3号
債務者 稲葉 功

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月13日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第18号

静岡県浜松市中央区北島町610番地
債務者 神谷 元幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 直美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月12日午後4時

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第81号

東京都清瀬市下宿1丁目1番地16-404号
債務者 松田 昭夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 正伸
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月13日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第102号

東京都調布市緑ヶ丘2丁目41番地18
債務者 露木 大悟

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村田 望
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月13日午後1時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第211号

千葉県東金市家徳125番地12、前住所千葉県
香取市沢2367番地
債務者 日直 芳雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 孝太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月21日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（フ）第253号

長野市篠ノ井東福寺1426番地6
債務者 轟 俊一

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 一由 貴史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月28日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第448号

静岡県伊豆の国市田京707番地の27 ヴィラ
K S T 102号
債務者 塚田 良介

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 孝介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月15日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（フ）第454号

静岡県裾野市茶畑548番地の6
債務者 山田 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小宮山克己
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月22日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（フ）第907号

川崎市宮前区東有馬5丁目20番4-501号
債務者 関口 育子

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋奈津子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第26号

川崎市麻生区五力田482番地 ソフィアガ
デン 203

債務者 武藤 雅人

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩永 和大
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第13号

静岡県浜松市中央区村瀬町3294番地の5
債務者 松下 成良

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大石 康智
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月26日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第20号

新潟市南区鯉潟370番地4 第2平和荘B棟
202号、前住所新潟市南区田中333番地
債務者 青柳商店こと 青柳 佳廣

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 竜
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2時10分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
新潟地方裁判所民事部

令和8年(フ)第56号

- 広島市南区宇品東7丁目1番18—202号
債務者 クラウドコーヒーこと 和田 佳大
- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 丸川 京子
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 5 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前11時30分
 - 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
 - 7 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第58号

- 宮崎県日南市今町2丁目3番4—217号、前住所宮崎市大字恒久1342番地1 シャルマン105号
債務者 倉元 裕紀
- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 豊田 裕康
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
 - 5 一般調査期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで
 - 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時まで異議を述べなければならない。
 - 7 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和8年(フ)第7号

- 群馬県伊勢崎市太田町849番地3 サンセゾンハイツ101
債務者 松本 章
- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 恩田 瞬一
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前10時45分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(フ)第8号

- 群馬県高崎市井野町95番地1 ロビンソンハイツ井野206号
債務者 椿 哲宏
- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 内山 功基
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前11時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内山 功基
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第77号

- 兵庫県朝来市和田山町和田山152番地9
債務者 中村フミ子
- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 菊井 翼
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午前11時40分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第1499号

- 仙台市宮城野区五輪2丁目14番19—805号
債務者 今野 真紀
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 飛澤 聡美
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月8日午後1時45分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第21号

- 仙台市太白区八木山本町1丁目24番地の8 サニーコート203、従前の住所仙台市太白区八木山本町1丁目1番地の13 コーポ依田203
債務者 熊田信太郎
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 有村 章宏
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月8日午後1時40分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第64号

- 宮城県多賀城市城南2丁目20番3号
債務者 齋藤奈緒美
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 中谷 洸
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時55分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時55分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第205号

- 代替住所A(旧住所 福島市太田町8番8号 リアルスウィート福島駅前304)
債務者 安田 紀子
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 安彦 元気
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前10時15分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
福島地方裁判所

令和7年(フ)第101号

- 群馬県桐生市菱町4丁目2280番地の4
債務者 岩野 正博
- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 板橋 俊幸
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第286号

- 広島県福山市山手町4丁目22番43号
債務者 畑 英男
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 上村 大介
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時5分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第997号

- 埼玉県富士見市鶴瀬西3丁目16番22—4号
債務者 東松 健太
- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 佐藤 寛太
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後3時10分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第1046号

- 北九州市門司区清滝1丁目2番25—1105号
債務者 岡本 功
- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 木下結香子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木下結香子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第3号

- 長崎県東彼杵郡東彼杵町瀬戸郷748番地1
債務者 松谷 花音
- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 八木 義明
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午後1時45分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第714号

- 北九州市小倉南区横代北町5丁目8番25号
債務者 徳田 真二
- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 阿野 寛之
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第10号

- 岡山市中区清水525番地3
債務者 檜村 昌弘
- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前11時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 高垣 耕平
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前10時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第964号

- 広島市南区翠2丁目20番8号
債務者 花本 弘美
- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 大山口鉄朗
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後3時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1099号

広島市南区東雲本町2丁目14番31-203号
債務者 中村 政尚

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武井陽太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1100号

広島県東広島市西条町土与丸406番地24 ル
ミナーレ201号
債務者 熊田 真

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷井 智
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1290号

広島市東区矢賀1丁目3番44-403号 サン
シティ矢賀
債務者 後藤 裕也

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 粟井 良祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1294号

広島県廿日市市吉和1148番地1
債務者 YONOAこと 臺木 敦子

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 泰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第1号

香川県高松市伏石町2152番地4 クレスト
コートK2 401、前住所愛媛県西予市野村
町野村7号170番地
債務者 廣瀬百合子

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前11時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河野 康之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和7年(フ)第1074号

北九州市小倉北区下富野4丁目18番34号
(201)、前住所北九州市小倉北区宇佐町1丁
目3番16号
債務者 松尾 彰子

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 直生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第50号

大分市数戸南町15番1-6号
債務者 ZHONG JIFENG (通称新川
峰文)

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊谷 洋佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第51号

大分市数戸南町15番1-6号
債務者 MA LING (通称新川凌子)

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊谷 洋佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第1454号

仙台市泉区松森字陣ヶ原55番地の2 セービ
ンググランデMURAKOA105
債務者 丹野 史子

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白鳥 剛臣
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第1号

宮城県日南市大字平野1673番地 松原第6ア
パート10号
債務者 村岡 史章

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新福 宏
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和8年(フ)第2号

宮城県日南市舩肥8丁目1番16-1号
債務者 中村 龍二

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 真一
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第1351号

宮城県名取市杉ヶ袋字前沖54番地
債務者 丹野 英幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 犬飼 元志
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第6260号

大阪市淀川区田川北3丁目3番6号 第二リ
パーフィールド 302号
債務者 永井さゆり

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平井 達介
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6311号

大阪府守口市梶町4丁目52番19号
債務者 阿南 和晃

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 隅田 唯
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6332号

大阪市東住吉区山坂5丁目14番10-901号
債務者 加藤遼太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川村 光平
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6703号

和歌山県西牟婁郡白浜町2547番地の9
債務者 山本 由美

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中尾 太郎
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続終結**令和7年(フ)第596号**

愛知県東海市名和町石田46番地 ムゾン兜山
II301号
破産者 株式会社アベニュー

- 1 決定年月日 令和8年2月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1798号

愛知県半田市青山1丁目5番地の14
破産者 株式会社フアッション館コア

- 1 決定年月日 令和8年2月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3049号

大阪市北区堂山町15番2号
破産者 大日本交通事業協同組合

- 1 決定年月日 令和8年2月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第982号

東京都八王子市大和田町6丁目14番7号
破産者 有限会社佐企プレス工業

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第14号

静岡県浜松市浜名区平口452番地の1

破産者 株式会社BEACH NORTH

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和5年(フ)第819号

京都市北区衣笠東御所ノ内町48番地1 インペリアル衣笠405号

破産者 谷口 年男

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年(フ)第2383号**

横浜市港北区日吉2丁目9番22号 Nフィールド101

破産者 中元寺里奈

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月20日午前10時
令和8年2月4日

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第5551号

大阪市中央区平野町3丁目1番6号

破産者 株式会社ライトワークデザイン

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後1時30分
令和8年2月3日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第941号

広島県東広島市八本松飯田6丁目20番12号プランタンG102号

破産者 ReCROSS、KBネットこと 古武 史也

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月15日午前11時30分
令和8年2月3日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第96号

栃木県足利市島田町663番地12

破産者 平岡 茂則

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月10日午前11時
令和8年1月30日

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第624号

堺市中区東山684番地25

破産者 有限会社在宅ケアのりハッする

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午前10時30分
令和8年2月3日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第239号

群馬県佐波郡玉村町大字下之宮507番地7

フォレストスクエア2000 F213、破産開始決定時の住所埼玉県本庄市北堀221番地20

破産者 田村 弘樹

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月27日午前10時
令和8年2月2日 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第574号

神戸市東灘区御影本町6-12-1 ベルエアー御影II 201号室、住民票上の住所神戸市長田区長田天神町6丁目2番13号

破産者 DELI-DELI-ZETTONこと 門田香寿人

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月21日午前10時40分
令和8年2月3日

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第5547号

大阪府守口市八雲北町2丁目5番11-201号

破産者 羽山 翔吾

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月21日午後1時40分
令和8年2月3日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6022号

大阪府八尾市宮町5丁目3番21号

破産者 紙谷 博文

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月21日午後2時40分
令和8年2月3日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第218号

北海道釧路市新橋大通5丁目1番12号

破産者 株式会社蔵舎

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月15日午後2時
令和8年2月4日 釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第316号

神奈川県平塚市八千代町12番17号

破産者 目黒ひとみ

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月20日午後1時30分
令和8年2月4日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第2266号

愛知県岡崎市薮田2-8-8 葵マンション4D、開始決定時大阪府東大阪市加納7丁目23番4-1105号

破産者 玉中 勇

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月21日午後2時20分
令和8年2月3日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第379号

新潟市西蒲区巻甲3002番地

破産者 株式会社諏訪電機

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月17日午前11時30分

令和8年2月4日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第41号

佐賀県伊万里市東山代町里4753番地1 大久保市宮住宅1-105

破産者 森田 進一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午後1時45分

令和8年2月4日 佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第40号

滋賀県草津市西大路町10番20-604号 ジェイグランフレシア草津西大路

破産者 山川 祐輔

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月15日午前11時
令和8年2月3日 大津地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第473号

宮崎市昭栄町127番地 センチュリーコート8番館807号

破産者 児島 浩幸

異議申述期間 令和8年3月18日まで

令和8年2月4日 宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生手続開始**令和7年(再イ)第49号**

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉1292番地

再生債務者 石川 卓也

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月27日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第41号

秋田市横森2丁目1番6号
再生債務者 小助川昌之

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月18日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第43号

秋田市雄和田草川字山崎山13番地7
再生債務者 秋山 明

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月18日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第45号

秋田市将軍野桂町2番12号
再生債務者 田村 聖子

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月18日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第48号

秋田市仁井田本町6丁目8番61号
再生債務者 伊藤秀太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月18日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第82号

埼玉県越谷市東大沢4丁目3番地2 キャッソル嵯峨101

再生債務者 横内 次朗

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月23日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第135号

千葉県市原市光風台5丁目540番地
再生債務者 小松 正敏

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月24日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(再イ)第6号

千葉県花見川区浪花町883番地9
再生債務者 江波戸武信

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月24日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第219号

愛知県知多郡武豊町字若宮80番地5
再生債務者 奥 篤史

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月10日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第242号

愛知県津島市宇治町字茶ノ里187番地2
再生債務者 毛利 光希

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月10日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第355号

愛知県東海市富木島町東山田7番地91
再生債務者 川瀬 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月10日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第60号

愛知県刈谷市松坂町5丁目206番地6
再生債務者 藤田 篤典

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月10日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第89号

愛知県豊田市近岡町吉田81番地
再生債務者 近藤 悟

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月10日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第63号

岡山県倉敷市玉島乙島6746番地1
再生債務者 長尾 麻耶

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月19日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再イ)第293号

北海道千歳市信濃1丁目7番15号
再生債務者 田久保和憲

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第319号

北海道北広島市希望ヶ丘3丁目1番地9
再生債務者 矢島千香子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第1号

札幌市北区北24条西18丁目2番5号 オーガストI102号

再生債務者 岡崎真理子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第2号

北海道虻田郡豊浦町字旭町47-17雅ハイム201(住民票上の住所) 北海道伊達市末永町32番地32ハイツ華105

再生債務者 高田 淳

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年(再イ)第52号

青森市本泉2丁目10番23号
再生債務者 大沢 美帆

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月18日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和8年(再イ)第4号

三重県四日市市松寺1丁目10番8号
再生債務者 仲間 博哉

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月11日まで

津地方裁判所四日市支部

令和8年(再イ)第4号

岡山県倉敷市玉島黒崎3415番地8
再生債務者 金澤 嘉輝

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月23日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再イ)第32号

長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1445番地23
再生債務者 毛利 誠也

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

令和7年(再イ)第48号

山梨県南巨摩郡富士川町青柳町1375番地14
再生債務者 丹澤 陽貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年4月6日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年(再イ)第5号

大阪府泉南郡熊取町つばさが丘東2丁目12番14号
再生債務者 坂本 勝

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月23日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第166号

神戸市須磨区北落合1丁目1番320-409号
(従前の住所) 兵庫県高砂市荒井町若宮町9番26号
再生債務者 山田 智史

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月23日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年(再イ)第6号

神戸市東灘区本山中町2丁目4番5号 メトレ本山中町101号 (従前の住所) 山口県岩国市由宇町北5丁目7番7号
再生債務者 瀧崎 大樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月23日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年(再イ)第7号

神戸市兵庫区東山町2丁目8番地の61 マルシンハイツ206号 (従前の住所) 神戸市須磨区北落合3丁目1番371-401号
再生債務者 竹花 直洋

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月23日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第17号

兵庫県豊岡市若松町4番29号
再生債務者 安保 光春

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月23日まで

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第18号

兵庫県豊岡市若松町4番29号
再生債務者 安保 陽子

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月23日まで

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第117号

岡山市南区芳泉2丁目11番5号
再生債務者 難波 香里

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月23日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第56号

佐賀県鳥栖市立石町2063番地7 ルミエールB-102
再生債務者 井上真紀子

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月23日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第137号

宮城県多賀城市東田中2丁目40番29-101号
再生債務者 古川 誠子

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年3月31日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第160号

仙台市泉区住吉台西3丁目16番地の4
再生債務者 森川 梨緒

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年3月31日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第190号

横浜市港北区大豆戸町444番地6 ウェルシャン菊名201
再生債務者 白石 真理

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年3月24日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第223号

神奈川県藤沢市亀井野1497番地 プリムヴェール湘南105
再生債務者 瀧本 創史

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年3月24日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第248号

横浜市港北区師岡町208番地 フロレスタ大倉山弐番館202
再生債務者 佐藤さやか

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年3月24日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第462号

大阪府寝屋川市国松町17番6号
再生債務者 十時 翔汰

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月24日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第91号

大阪府岸和田市野田町2丁目18番5-102号
再生債務者 井出 千秋

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月24日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年（再イ）第9号

兵庫県赤穂郡上郡町高田台5丁目6番5
再生債務者 成工務店こと 吉田 智成

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年4月7日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再イ）第35号

長崎県佐世保市大塔町1966番地11 イエロー
ハイツ201

再生債務者 谷田 剛史

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年3月24日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

令和7年（再イ）第106号

新潟市中央区幸西1丁目2番3号 レールシ
ティ万代南608号

再生債務者 渡辺 優子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年4月8日まで

新潟地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第1号

新潟県魚沼市佐梨986番地2 グリーンポ
ートⅡ102号

再生債務者 大矢 浩之

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年4月8日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和8年（再イ）第1号

富山県下新川郡入善町桐山485番地1 くぬ
ぎやま住宅1-207

再生債務者 金澤 仁

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年3月25日まで

富山地方裁判所魚津支部

令和7年（再イ）第17号

山口県周南市藤ヶ台1丁目1番22号

再生債務者 白水 英剛

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月25日まで

山口地方裁判所周南支部

令和8年（再イ）第1号

大分県速見郡日出町3824番地2 エスポワ
ールメゾンC101

再生債務者 三浦 卓弥

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年4月8日まで

大分地方裁判所杵築支部再生係

令和8年（再イ）第2号

大分県杵築市大字杵築665番地813
再生債務者 古川 貴啓

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年4月8日まで

大分地方裁判所杵築支部再生係

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間**令和7年（再イ）第91号**

静岡県清水区能島297番地の1

再生債務者 杉山 知美

- 特別異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月9日まで
- 令和8年2月4日

静岡地方裁判所民事第2部

小規模個人再生による書面決議に付する決定**令和6年（再イ）第264号**

神奈川県大和市下鶴間526番地4 つきみ野
サンモリッツ203号（開始決定時の住所）神
奈川県相模原市南区磯部1291番地3

再生債務者 吉岡カイオ秀樹ことレオ プラス
カイオ ヒデキ（LEO BRAZ CA
IO HIDEKI）

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
16日まで

令和8年2月2日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第63号

横浜市保土ヶ谷区月見台43番1号

再生債務者 青山 大将

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
16日まで

令和8年2月2日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第184号

神奈川県茅ヶ崎市本村2丁目7番12号

再生債務者 藤川 諒太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
16日まで

令和8年2月2日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第104号

神奈川県大和市福田5672番地1 グレーシア
桜ヶ丘107号

再生債務者 吉野 和宏

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
17日まで

令和8年2月3日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第166号

神奈川県茅ヶ崎市幸町16番19号

再生債務者 大野 睦

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
17日まで

令和8年2月3日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第136号

千葉県若葉区若松町444番地72

再生債務者 大久保光章

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
20日まで

令和8年2月3日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第207号

千葉市中央区大森町514番地61 ハイツヒマ
ワリ203号

再生債務者 岡本 優人

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
20日まで

令和8年2月3日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第76号

川崎市宮前区有馬7丁目1番23-301号 鷺沼レジデンス

再生債務者 鈴木 駿也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月3日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第51号

相模原市緑区下九沢2619番地17

再生債務者 大橋 一夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月3日

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第32号

静岡県沼津市中原町5番7号 フラット・ユウ103

再生債務者 小林 将吾

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月3日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第238号

名古屋市市中川区土野町118番地 グランディールN101

再生債務者 平松 諒太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月3日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第264号

名古屋市港区川間町3丁目98番地の3

再生債務者 平田 真一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月29日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月3日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第277号

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字西新畑24番地6

再生債務者 今井 彰人

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月2日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第279号

名古屋市北区辻町5丁目67番地 辻コーポ4C号

再生債務者 小松原成年

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月3日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第297号

名古屋市南区鶴里町2丁目46番地の3

再生債務者 福地 靖広

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月3日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第309号

名古屋市中区新栄2丁目46番24号 プライマル千種ステーク1103号

再生債務者 岡村 佳昌

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月2日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第9号

岩手県宮古市津軽石第13地割491番地15

再生債務者 中嶋 遼河

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで
令和8年2月4日

盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年(再イ)第56号

神奈川県小田原市鴨宮740番地の3 ハーベストエイト106号室

再生債務者 井口晴一郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで
令和8年2月4日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第11号

長野県佐久市安原1409番地2 有馬アパートC

再生債務者 渡邊 景

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで
令和8年2月4日

長野地方裁判所佐久支部

令和7年(再イ)第226号

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字伊勢山381番地 パラッツオⅢ103

再生債務者 浜野 直幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで
令和8年2月4日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第250号

名古屋市港区木場町6番地の15 スペリアンティ名南アネックスIV114号

再生債務者 中島 安伸

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで
令和8年2月4日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第368号

大阪市浪速区浪速東3丁目10番1-706号(営業所の住所)大阪市浪速区浪速東3-2-36-1階A5号)

再生債務者 CALMこと 高居 和弘

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで
令和8年2月3日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第423号

大阪府八尾市高安町北5丁目75番地

再生債務者 廣瀬 貴弘

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで
令和8年2月3日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第32号

群馬県太田市新田瑞木町19番地10

再生債務者 栗原 裕一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月27日まで
令和8年1月28日

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第17号

群馬県高崎市貝沢町1155番地10

再生債務者 伊藤 克浩

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで
令和8年2月3日

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(再イ)第29号

群馬県藤岡市浄法寺1250番地3

再生債務者 須藤 唯斗

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで
令和8年2月3日

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(再イ)第36号

山梨県韭崎市大草町若尾209番地3

再生債務者 山坂 靖人

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで
令和8年2月3日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年（再イ）第514号

大阪府大東市氷野3丁目8番10号
再生債務者 津村 恵

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで
令和8年2月3日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第84号

大阪府阪南市鳥取669番地の1-210号
再生債務者 平野 莉穂

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで
令和8年2月3日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年（再イ）第14号

福井県小浜市新小松原第4号75番地 前住所
福井県小浜市青井第9号67番地
再生債務者 鈴木 健士

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月22日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月4日

福井地方裁判所敦賀支部再生係

令和7年（再イ）第57号

滋賀県守山市小島町1644番地 ビジョンフォ
レ・II 203号
再生債務者 風間 允孝

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月4日

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第16号

香川県丸亀市郡家町695番地 コート・ヤ
ードII B棟103号
再生債務者 三生 航

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月29日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月4日

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年（再イ）第91号

京都市中京区壬生相合町24番地10、主たる営
業所京都市中京区西ノ京池ノ内町30-19

再生債務者 Bistrot Chez Momoこ
と 百武 邦浩

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月15日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月4日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第42号

滋賀県愛知郡愛荘町中宿292番地3

再生債務者 土肥 正伸

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月10日まで
令和8年2月3日

大津地方裁判所彦根支部

令和7年（再イ）第103号

兵庫県姫路市飾磨区中島1丁目487番地
カーサ・フィオーレ中島B202

再生債務者 宮本 翔

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月29日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月24日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで
令和8年2月3日

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再イ）第111号

兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古703番地9

再生債務者 竹中 麻帆

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月29日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月24日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで
令和8年2月3日

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再イ）第90号

岡山市南区泉田352番地14

再生債務者 大森 和夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月13日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月24日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年2月3日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第106号

兵庫県姫路市余部区上余部4番地6

再生債務者 池田 高志

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月4日

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再イ）第109号

兵庫県姫路市夢前町塚本222番地53（従前の
住所）兵庫県姫路市田寺7丁目3番26-303
号田寺ハイツ

再生債務者 井上詢乙起

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月4日

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再イ）第11号

広島県三原市明神3丁目19番17-101号

再生債務者 松永 武弘

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月22日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月3日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで
令和8年2月3日

広島地方裁判所尾道支部

令和7年（再イ）第9号

新潟県燕市長所946番地28

再生債務者 戸松 宏幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月4日

新潟地方裁判所三条支部

令和7年（再イ）第116号

広島市南区皆実町5丁目6番16-202号
再生債務者 曾田 拓

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月22日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月4日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第122号

広島市安佐南区長楽寺3丁目29番11号

再生債務者 金井 俊彰

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月4日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第32号

宮崎市恒久6丁目3番地27 恒久マンション
アイリ302号

再生債務者 池内 浩二

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月4日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月4日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**小規模個人再生による再生手
続廃止**

令和7年（再イ）第47号

香川県高松市屋島西町2109番地26 ストーン
レイク子の浜C棟406号

再生債務者 曾我部 洋

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。
令和8年2月4日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生
手続開始

令和 7 年 (再) 第 5 号

静岡県駿河区丸子 3 丁目 12 番 01-2 号
再生債務者 山本 弘巳

- 1 決定年月日時 令和 8 年 2 月 4 日午後 1 時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 2 月 25 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 3 月 6 日から令和 8 年 3 月 18 日まで

静岡地方裁判所民事第 2 部

令和 7 年 (再) 第 3 号

福岡県久留米市国分町 100 番地 久留米駐屯地 217 棟
再生債務者 高地 進也

- 1 決定年月日時 令和 8 年 2 月 3 日午前 10 時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 3 月 3 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 18 日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和 8 年 (再) 第 2 号

新潟県糸魚川市東寺町 2 丁目 7 番 8 号
再生債務者 大田 大地

- 1 決定年月日時 令和 8 年 2 月 4 日午後 1 時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 8 年 3 月 4 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 8 年 3 月 18 日から令和 8 年 4 月 8 日まで

新潟地方裁判所高田支部

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

令和 7 年 (再) 第 9 号

横浜市青葉区美しが丘西 2 丁目 54 番地 44
再生債務者 宗 勉

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 8 年 1 月 20 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 8 年 2 月 18 日まで

令和 8 年 2 月 4 日

横浜地方裁判所第 3 民事部再生係

令和 7 年 (再) 第 2 号

佐賀県杵島郡江北町大字山口 4406 番地 6
再生債務者 副島 雄貴

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 8 年 1 月 26 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 8 年 3 月 4 日まで

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

給与所得者等再生による再生
計画認可

令和 7 年 (再) 第 7 号

神奈川県横浜市深谷中 5 丁目 11 番 8 号
再生債務者 須藤 光儀

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 8 年 1 月 22 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

横浜地方裁判所第 3 民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和 8 年 2 月 13 日
掲載頁 二頁
東京都品川区上大崎三丁目一番一丁目黒七
ントラルスクエア一五階

(甲) モビリス合同会社
代表社員 一般社団法人モビリス
職務執行者 河原 正幸
東京都品川区上大崎三丁目一番一丁目黒七
ントラルスクエア一五階

(乙) 株式会社今井家具店
代表取締役 大崎 章司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(乙) 株式会社 C B リサーチ
代表取締役 鎮目 努

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/>
(乙) <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/>
令和 8 年 2 月 13 日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番一
号 (甲) T F H D エネルギー株式会社
代表取締役 池内 敬
東京都渋谷区道玄坂一丁目二番一
号 (乙) 株式会社 H & T コーポレーション
代表取締役 今井 良太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一、乙二、乙三及び乙四の権利義務全部を承継して存続し乙一、乙二、乙三及び乙四は解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和 7 年 7 月 23 日
掲載頁 三二頁 (号外第一六八号)

(乙一) 掲載 官報
掲載の日付 令和 7 年 7 月 23 日
掲載頁 二九五頁 (号外第一六八号)

(乙二) 掲載 官報
掲載の日付 令和 7 年 7 月 23 日
掲載頁 二九五頁 (号外第一六八号)

(乙三) 掲載 官報
掲載の日付 令和 7 年 7 月 23 日
掲載頁 二九五頁 (号外第一六八号)

(乙四) 掲載 官報
掲載の日付 令和 7 年 7 月 23 日
掲載頁 二九五頁 (号外第一六八号)

東京都港区浜松町一丁目一八番一六号住友
浜松町ビル
(甲) 株式会社 C B ホールディングス
代表取締役 鈴木 尚之
東京都港区浜松町一丁目一八番一六号住友
浜松町ビル
(乙一) 株式会社 C B コンサルティング
代表取締役 金城 和樹
東京都港区浜松町一丁目一八番一六号住友
浜松町ビル
(乙二) 株式会社 C B リサーチ
代表取締役 鎮目 努

東京都港区浜松町一丁目一八番一六号住友
浜松町ビル
(乙三) 株式会社 C B パートナース
代表取締役 齊藤 章平
東京都港区浜松町一丁目一八番一六号住友
浜松町ビル
(乙四) 株式会社 C B メイカル
代表取締役 廣渡 弘美

東京都中央区日本橋人形町一丁目一番二
号 (甲) J P 投信株式会社
代表取締役 相田 雅哉
東京都千代田区大手町二丁目三番一
号 (乙) J P インベストメント株式会社
代表取締役 中村 昌史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.jp-toushin-japanpost.jp>
(乙) <https://kessan.info/508023408.html>
令和 8 年 2 月 13 日

東京都千代田区内神田二丁目一五番九号
(甲) 株式会社クライル
代表取締役 倉石 晃壮
東京都品川区大井一丁目四七番一
号 (乙) 株式会社 コージーネット
代表取締役 倉石 晃壮

令和 8 年 1 月 13 日
掲載の日付 令和 8 年 1 月 13 日
掲載頁 五十四頁 (号外第六号)

令和 8 年 2 月 5 日
掲載の日付 令和 8 年 2 月 5 日
掲載頁 九十頁 (号外第二十六号)

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和 8 年 1 月 13 日
掲載頁 五十四頁 (号外第六号)

(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和 8 年 2 月 5 日
掲載頁 九十頁 (号外第二十六号)

令和 8 年 2 月 13 日
掲載の日付 令和 8 年 2 月 13 日
掲載頁 九十九頁 (号外第二十六号)

東京都千代田区内神田二丁目一五番九号
(甲) 株式会社クライル
代表取締役 倉石 晃壮
東京都品川区大井一丁目四七番一
号 (乙) 株式会社 コージーネット
代表取締役 倉石 晃壮

令和 8 年 2 月 13 日
掲載の日付 令和 8 年 2 月 13 日
掲載頁 九十九頁 (号外第二十六号)

東京都千代田区内神田二丁目一五番九号
(甲) 株式会社クライル
代表取締役 倉石 晃壮
東京都品川区大井一丁目四七番一
号 (乙) 株式会社 コージーネット
代表取締役 倉石 晃壮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済。

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日 掲載頁 八十六頁(号外第九号)

令和八年二月十三日

東京都中央区八丁堀一丁目五番一号

(甲) 株式会社アイビス 代表取締役社長 神谷 栄治 東京都中央区日本橋堀留町二丁目七七一 人形町デュープレックス一〇二

(乙) 株式会社ゼロイチスタート 代表取締役社長 諸藤 哲耀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月二十八日 掲載頁 一六四頁(号外第一七一号)

令和八年二月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

(甲) 日本シイエムケイ株式会社 代表取締役 石坂 嘉章 神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目一番一〇号

(乙) シイエムケイ・プロダクツ株式会社 代表取締役 山口 喜久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。この合併に対し異議のある債権者は、令和八年三月二十七日までにお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十五日 掲載頁 九十九頁(号外第一四三号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十四日 掲載頁 七十八頁(号外第一四一号)

令和八年二月十三日

川崎市幸区堀川町五八〇番地

(甲) 大同油脂株式会社 代表取締役 小宮 健一 横浜市神奈川区子安通三丁目三九七番地

(乙) 横浜石油企業株式会社 代表取締役 齋藤 正典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、各社の総社員同意若しくは株主総会の承認決議は令和八年一月三十一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(丙) <https://establish.moneyforward.com/announcement/651363>

令和八年二月十三日

新潟県見附市市野坪町二一五〇一

(甲) 合同会社BlueWallet 代表社員 佐藤 正男

新潟県見附市市野坪町二一五〇一

(乙) 合同会社すいみい 代表社員 佐藤 正男

新潟県長岡市金房三二四一〇

(丙) 株式会社ウイリー 代表取締役 土田 大樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の臨時株主総会の承認決議は令和八年二月十二日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.shinkoglass.co.jp/company/>

(乙) <https://www.nisseki-glass.com/company/>

令和八年二月十三日

富山市豊田町二丁目二番五七号

(甲) 新生ガラス株式会社 代表取締役 関谷 智宏

(乙) 日石硝子工業株式会社 代表取締役 黒田 雅史

富山県高岡市戸出栄町七番地 代表取締役 関谷 智宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 福井新聞 掲載の日付 令和七年七月二十八日 掲載頁 七頁

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年八月八日 掲載頁 九十六頁(号外第一八一号)

令和八年二月十三日

福井県福井市経田一丁目一〇四番地

(甲) 株式会社ホクシン 代表取締役 前野 光正

(乙) オーヨー株式会社 代表取締役 酒井 義昭

大阪府大阪市淀川区西中島六一三一一

大阪府大阪市淀川区西中島六一三一一

(乙) オーヨー株式会社 代表取締役 酒井 義昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年一月二十六日 掲載頁 七十九頁(号外第十六号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十三日

静岡県浜松市浜名区平口五二六一番地の三

(甲) 株式会社ハマエイ 代表取締役 藤田 政博

(乙) 浜名観光開発有限会社 代表取締役 藤田 政博

静岡県浜松市浜名区平口五二六一番地の三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://jin-go.jp/>

(乙) <https://jtu-go.jp/>

令和八年二月十三日

名古屋市中村区東宿町一丁目五四番地

(甲) 株式会社寿々 代表取締役 中村 充

(乙) 株式会社寿々ホールディングス 代表取締役 中村 充

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。各社の合併の承認決議は、甲については令和八年一月十六日、乙については令和八年一月二十九日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月二十五日 掲載頁 四頁(商号変更前のロジスネクス)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十三日

東京都府中區京都市東神足二丁目一番一号

(甲) ロジスネクストジャパン株式会社 代表取締役 大沼 俊也

(乙) 有限会社千富士オート 取締役社長 小林 幸雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表取締役 酒巻 周一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

代表取締役 是澤誠一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

代表取締役 川端 宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

代表取締役 二神 健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

代表取締役 佐藤 有亮

代表取締役 山陰中央新報

令和八年二月十三日

代表取締役 富田 英司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

代表取締役 北野 光彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

代表取締役 三谷 俊祐

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙はそれを承継させることいたしました。

令和八年二月十三日

代表取締役 新井 卓

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙はそれを承継させることいたしました。

代表取締役 長田 吉弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙はそれを承継させることいたしました。

代表取締役 長田 吉弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙はそれを承継させることいたしました。

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のステップモバイル運営事業に関する権利義務を承継し、乙はそれらを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月十五日
掲載頁 一〇〇頁(号外第一六二号)

令和八年二月十三日

東京都板橋区大山町四番七号

(甲) ステップモバイル株式会社
代表取締役 郷右近英樹
大阪府大阪市北区天神橋六丁目四番九号

(乙) 株式会社アクセスブリッジ
代表取締役 郷右近英樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の車載用電源製品の新規開発事業(但し、品番MSE七六二シリーズ及びMSE七八シリーズに関する事業を除きます。)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 一〇頁
(乙) 金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済

令和八年二月十三日

東京都千代田区大手町二丁目二番一号

(甲) Astemo株式会社
代表取締役 竹内 弘平
東京都中央区日本橋二丁目五番一号

(乙) TDK株式会社
代表取締役 齋藤 昇

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設業務部が主管する事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://www.trc-inc.co.jp
(乙) https://www.trcs.co.jp
令和八年二月十三日
東京都大田区平和島六丁目一番一号

(甲) 株式会社東京流通センター
代表取締役 有森 鉄治
東京都大田区平和島六丁目一番一号

(乙) 株式会社テールシーサービス
代表取締役 石橋 光二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の民需分野の準大手・中堅中小企業向けおよび地域農林水産機関向けソリューションビジネスならびに関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) https://global.fujitsu/ja-jp/subsidiaries/fj/news/publicnotice
令和八年二月十三日

川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
(甲) 富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

神奈川県川崎市幸区大宮町一番地五
(乙) 富士通Japan株式会社
代表取締役社長 長堀 泉

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割によりsantec Holdings株式会社(乙、住所愛知県小牧市大字大草字年上坂五八二三番地)の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年二月十三日

愛知県小牧市大字大草字年上坂五八二三番地
Aqumen Capital株式会社
代表取締役 山下 英哲

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業(ただし、乙が保有する子会社及び関連会社の株式に関する保有及び管理事業を除く。)に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) https://www.polyplastics-global.com/jp/
令和八年二月十三日

大阪市北区大深町三番一号
(甲) 株式会社ダイセル
代表取締役 榊 康裕

東京都港区港南二丁目一八番一号
(乙) ポリプラスチック株式会社
代表取締役 宮本 仰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十三日

札幌市中央区北十条西十五丁目一番地五七
グランオール合同会社
代表社員 増田 涼平

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年二月十三日

福島県耶麻郡磐梯町大字大谷字落合四二一〇番地
農事組合法人落合生産組合
理事 小林 嘉信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十三日

福島県郡山市喜久田町卸二丁目六番地二
合資会社フクコ運輸
代表社員 阿部 昭広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十三日

埼玉県川口市西川口二丁目一四番一七一一号
並木合同会社
代表社員 五十嵐 咲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十三日

さいたま市岩槻区大字古ヶ場七七一七番地五
合同会社日通トレード
代表社員 張 超

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。
令和八年二月十三日

千葉県旭市井戸野一一四七番地
農事組合法人権名牧場
理事 権名 勝之
理事 権名 久代
理事 権名 寿行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

千葉県船橋市前原西二丁目一四番一七七一
四号
代表社員 竹田 豪

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社リコネットとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日
千葉県千葉市美浜区稲毛海岸一丁目一番地
二八号パークホームズ稲毛海岸フコリエル
六〇一
合同会社リコネット
代表社員 石川ゆりえ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

東京都千代田区平河町二丁目七番四号砂防
会館別館A三階
GRAND TRUST合同会社
代表社員 一般社団法人GRAND
TRUST
職務執行者 山本 健史

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

東京都港区海岸一丁目五番二〇号
株式会社ニジオ
代表取締役 石坂 匡史

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

代表社員 竹田 豪

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

東京都中央区銀座一丁目二一六一六
合同会社KONOH A
代表社員 中村 翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

東京都港区赤坂六丁目三番一六号三階
代表社員 新進エネルギー合同会社
職務執行者 呉 承修

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Elexiaとします。

令和八年二月十三日

長野県安曇野市堀金烏川六八番地二二
合同会社OASIS
代表社員 諸井 浩司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

名古屋市中村区名駅南一丁目二番一三三
合資会社宮健
代表社員 森 重之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

大阪府堺市堺区中安井町三丁目四番一〇号
田中コンサルティング合同会社
代表社員 田中 勇二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

熊本市東区石原三丁目六番一三三
合同会社SODEN
代表社員 江藤 隆幸

効力発生日変更公告

当社は、令和八年二月二十一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年三月二十八日に変更いたしましたので公告します。

令和八年二月十三日

群馬県前橋市上沖町二四二番地一
有会社スイコー
代表取締役 木村 治好

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年二月十四日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年三月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年二月十三日

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番一六号
サイファー株式会社
代表取締役 藤原 雅生

サイファーグループ株式会社

代表取締役 藤原 雅生

令和八年二月十三日

東京都港区赤坂二丁目二三番一
アスパラントグループ株式会社
代表取締役 中村 彰利

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千一百万円減少することにした。なお、減少する六千一百万円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月五日
掲載頁 九十頁(号外第二十六号)
令和八年二月十三日

京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀川町二九六番地四条堀川ビル五階

株式会社リトルコンシェル

代表取締役 三田 昌徳

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十七億千七百二十万五千円減少し〇円とし、減少する資本準備金の額を全額その他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月四日
掲載頁 六十二頁(号外第二十四号)
令和八年二月十三日

沖縄県那覇市泊二丁目一番地一

朝日産業ホールディングス株式会社

代表取締役 具志堅桂子

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十七日を効力発生日とする株式会社橋本組、株式会社ストリート及び九州大樹株式会社との株式交換(以下「本株式交換」といふ)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額を増加することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月六日
掲載頁 二十九頁(号外第二号)
令和八年二月十三日

東京都世田谷区松原二丁目四〇番一ニ号
ルシエル明大前

株式会社TAKU B.A.S.E

代表取締役 橋本 直樹

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十七日を効力発生日とする株式会社アサヒとの株式交換(以下「本株式交換」といふ)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額を増加することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月三日
掲載頁 六十二頁(号外第二十四号)
令和八年二月十三日

朝日産業ホールディングス株式会社

代表取締役 具志堅桂子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百六十五万円、資本準備金の額を二千八百三十五万円、利益準備金の額を五百八十万円減少し、それぞれ三千万円、八百三十万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十三日

栃木県宇都宮市平出工業団地三七番地五

有限会社千秋鍍金工業所

代表取締役 桐原聡二郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億千七百三十万円、資本準備金の額を八億五千七百三十万円減少し、それぞれ九千万円及び〇円とすることにいたしました。なお、減資の効力発生日までに新株予約権が行使された場合、資本金の額、減少後の資本金の額、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

効力発生日は令和八年三月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年三月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

令和八年二月十三日

栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺二二六八番地一〇

筑波精工株式会社

代表取締役 傳 寶業

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五五〇〇万円、資本準備金の額を六五〇〇万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

令和八年二月十三日

千葉県千葉市中央区鶴沢町二〇番一六号

株式会社トラーナ

代表取締役 武川 克己

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千五百万円、資本準備金の額を三億八千二百五十万円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十六日
掲載頁 七十六頁(号外第一四四号)

令和八年二月十三日

東京都港区六本木一丁目六番一〇号

JSMCホールディングス株式会社

代表取締役 吳 元雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を七千八百万円、資本準備金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。

掲載 官報

令和八年二月十三日

東京都港区北青山三丁目五番一〇号

株式会社WD2

代表取締役 廣橋 清司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額を一億一四〇六万七九八五円、資本準備金の額を一億一四〇六万七九八四円増加することを条件に資本金の額を七億一六七〇万五〇二五円、資本準備金の額を七億九一七〇万五〇二四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

令和八年二月十三日

東京都港区北青山二丁目五番一〇号

株式会社アイライツポート

代表取締役 高部 公彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千十五万円、資本準備金の額を九億千四百三十四万二千八十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

令和八年二月十三日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目三番五号

株式会社エアロネクスト

代表取締役 田路 圭輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十九億一百万円、資本準備金の額を五十九億円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることをいたしました。それぞれ一億円、一億円とすることをいたしました。それぞれ一億円、一億円とすることをいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報 令和七年六月二十日 掲載頁 一一七頁(号外第一三八号) 令和八年二月十三日 東京都中央区日本橋二丁目七番一七号

株式会社RACHTHERA 代表取締役 池田 篤史 基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましての公告をいたします。

令和八年二月十三日 東京都中央区入船二丁目二番二二号 株式会社PEGASUS HOLDING G.S. 代表取締役 前田 直寛

定款変更につき通知公告 当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告をいたします。

令和八年二月十三日 福島県福島市北矢野目字樋越一番地 福島県福島市中央卸売市場青果精算株式会社 代表取締役 池田 進二

定款変更につき通知公告 当社は、令和八年三月六日開催予定の臨時株主総会において、定款一部変更議案が承認可決されることを条件に、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告をいたします。

令和八年二月十三日 千葉県柏市船戸山高野八八番地の六 株式会社渋谷組 代表取締役 高田 政司

定款変更につき通知公告 当社は、令和八年三月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告をいたします。

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告をいたします。

令和八年二月十三日 東京都港区東新橋二丁目三番一七号 センクシア株式会社 代表取締役 林 雄一

定款変更につき通知公告 当社は、令和八年三月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告をいたします。

令和八年二月十三日 東京都港区東新橋二丁目三番一七号 株式会社免制震ディバイス 代表取締役 林 雄一

定款変更につき通知公告 当社は、令和八年三月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告をいたします。

令和八年二月十三日 東京都目黒区東山二丁目一〇番八号 滝野川自動車株式会社 代表取締役 鈴木 和江

定款変更につき通知公告 当社は、令和八年三月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告をいたします。

令和八年二月十三日 東京都中央区日本橋横山町五番六号 トキワ商事株式会社 代表取締役 磯 吉子

定款変更につき通知公告 当社は、令和八年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告をいたします。

令和八年二月十三日 新潟県長岡市殿町一丁目五番地六 株式会社山崎組 代表取締役 高田 守

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告 当社の全ての日本における代表者である野口直子が退任することに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十三日

横浜市都筑区早刈一丁目二七番一七号 White Knight Fluid Handling, Inc. 日本における代表者 野口 直子

限定承認公告 本籍大阪府豊中市東豊中町五丁目一九二番地一、最後の住所大阪府豊中市二葉町二丁目四番五号 被相続人 亡 児玉 妙子

その相続人は令和八年二月九日大阪家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年二月十三日 大阪府豊中市新千里東町一丁目四番二二号 司法書士・行政書士あけぼの法務事務所 限定承認者 児玉 貴之

合併公告及び吸収分割公告 左記会社のうち甲(令和八年三月三十一日付で株式会社B.P.Jに商号変更予定)及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

また左記会社のうち甲及び丙は、右合併の効力発生及び甲の解散を条件として、吸収分割して丙は甲の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

これらの合併及び吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙を除く各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月十八日 掲載頁 一一〇頁(号外第一六六号)

(丙) 確定した最終事業年度はありません。 令和八年二月十三日 大阪市中央区北浜二丁目二番二二号

(甲) 株式会社ビーツ 代表取締役 柏木 又浩 東京都千代田区丸の内一丁目六番一七号

(乙) 合同会社CS 代表社員 一般社団法人CS 職務執行者 園田 英一 東京都千代田区丸の内一丁目六番一七号

(丙) 株式会社BT 代表取締役 西脇 大介

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を一百十二億五千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s09336-y38de/ 令和八年二月十三日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一七号東京共同会計事務所内 Tailor 特定目的会社 取締役 高山 知也

債権申出の催告(第一回) 当社規約型企業年金は、令和七年十二月九日に確定給付企業年金法第八六条第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは、清算から除外します。

令和八年二月十三日 東京都青梅市東青梅二丁目一番地の八 規約型確定給付企業年金清算人 破産者 株式会社東洋レンズ 破産管財人 幸村 俊哉

正誤 令和八年二月十二日掲載の大臣は、次のとおりとなった。 経済産業大臣臨時代理 国務大臣 城内 実

ページ段 行 誤 正 平成二十七年六月二十四日(号外第四百四十号) 公布法律第四十七号(電気事業法等の一部を改正する等の法律) (原稿誤り)

五三下二三、第九十五条まで、第九十四条まで、九三三、九三三、第九十五条、第九十五条、二八第六条、第六条及び第九十四条の二、第六七ページ下段終りから一三行目と二行目の間に次のように加える。

第九十四条の二 独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部を次のように改正する。

第十一條第二項第二号中「第三項」を「第四項」に改める。

第十一條第二項第二号中「第三項」を「第四項」に改める。